

中小企業・小規模事業者の海外展開に必要なF/Sを支援します！ (中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業)

F/S(フィージビリティ・スタディ)とは、新規事業への参入、新商品の販売等を検討する際に、自社で計画した事業等が実現可能か、実施することで投資採算が取れるか、などを多角的に調査することです。

1. 事業の目的

アジア新興国等のマーケットの拡大や為替変動等によるコストダウンの要請、市場での価格競争の激化等により、中小企業・小規模事業者の経営環境はより厳しさを増しています。グローバル化の進展の中、海外の成長マーケットでの市場開拓は大きなビジネスチャンスです。

このため、中小機構では海外展開を通じた企業の経営基盤強化に資するために、海外への投資や販路開拓等、海外展開を行う中小企業者の皆様の海外展開事業計画の実現を支援する事業を実施します。

2. 支援対象事業の内容

海外展開経験の少ない中小企業・小規模事業者が自社単独で海外展開事業計画を作成することは、経験や情報不足の点から非常に困難です。また、海外展開の目的や対象国そして進出形態によって調査すべき項目や事業リスクも大きく異なります。そこで、海外経験が豊富な専門家※が中小企業各社固有の製品・技術・サービス等に基づき、国内での事前市場調査や海外現地への同行調査等を支援し、海外展開事業計画の実現可能性の検証、海外での新規事業、プロジェクトの事業化の可能性を探る中小企業・小規模事業者を支援します。

なお、本事業では、中小企業者が主体的に実施するF/S調査について、専門家の経験と知見等を活用し、海外展開に係る必要な支援を実施するとともに、必要経費のうちの3分の2について中小機構が負担します。

(主な調査項目)

- ①生産適地の工場設備、インフラ、労働力、関連産業、許認可、投資優遇策等
- ②現地のマーケット、需要動向、消費動向、流通チャネルや代理店等
- ③部品・材料の調達に必要な品質、納期、生産ロット、マネジメントレベル、技術力、製造原価等

※1 専門家とは、様々な国と地域にて生産拠点設立等の海外直接投資や海外販路開拓の経験を持つ、中小機構の国際化支援及び海外販路開拓支援プロジェクトマネージャー、シニアアドバイザー

ザー若しくは企業が独自に選定した民間支援機関等のことです(以下「F/S専門家」という)。

※2 F/S実施前の経営戦略・海外事業戦略策定や実施後の計画修正、戦略・計画の見直しも含め、F/S専門家は一貫してアドバイスを実施します。

3. 応募要件・支援対象者

(1) 応募要件(以下の①～②の要件を満たす者。)

① 以下のいずれかを満たす者

- ・ 中小企業者(注1)
- ・ 中小企業で構成する2社以上の中小企業グループ
- ・ 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会

② 中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規程(規程22第37号)第2条に規定する反社会的勢力に該当する者ではないこと。

(規定のリンク:<http://www.smrj.go.jp/kikou/policy/069486.html>)

(注1) 中小企業者の定義は、「中小企業基本法」に定められています。以下の通りとなります。

| 業種分類 | 中小企業基本法の定義 |
|--------|---|
| 製造業その他 | 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人 |
| 卸売業 | 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人 |
| 小売業 | 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人 |
| サービス業 | 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人 |

詳細は中小企業庁のWebサイトでご確認いただけます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

※但し、次のいずれかに該当する中小企業(以下、「みなし大企業」)は除きます。

- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

(2) 支援対象者

本件事業で想定している支援対象者は以下のとおりです。

既に自社で海外展開の概要（コンセプト）を有し、かつ海外展開事業計画を策定しており、同計画のブラッシュアップ、課題解決等のためにF/S専門家の支援を必要とする企業であって、海外展開によって業績の拡大や国内雇用の増加等の波及効果や他の企業のモデルとなれるような効果が見込まれる者。

また、海外展開によって業績や国内の雇用拡大を実現するために必要な経営基盤及び財務基盤（資金調達力を有する等）を有する者。

(3) F/S調査に係る諸要件

① 調査対象国数

1カ国（原則）

② 海外現地調査の実施回数・人数・期間

現地調査回数：1回

補助対象人数：原則1名（但し、必要性が確認できれば2名まで可）

現地調査期間：1週間程度（相談の上、決定）

③ 海外現地調査の実施時期

平成27年2月下旬まで

④ 提出書類等

現地調査を実施する際には、中小機構の定める調査計画書や現地調査結果についての報告書等を適宜ご提出いただく必要があります。（期限：平成27年2月28日）

4. F/S支援内容

F/S専門家は、以下の①～③の支援を行います。

① 国内での事前準備支援

- ・海外展開事業計画策定に係るアドバイス支援
- ・事前の市場調査及び資料調査の助言及び進捗管理等支援 等

② 海外での現地調査支援

- ・現地調査への同行及び現地アドバイスの実施（現地調査時に、必要に応じてジェトロや在外公館等の現地支援機関を活用）等

③ F/S実施後のフォローアップ

- ・F/S調査で入手した情報に基づく事業計画の修正や見直し等のアドバイス支援 等

5. 対象経費について

(1) F/S調査に係る対象経費

以下の経費の3分の2について、中小機構が負担します。

- ①国内で行う市場調査等業務(弁護士費用含む)に係る経費
- ②海外現地調査に必要な資料の翻訳に係る経費
- ③海外現地調査に係る国内の出発空港から海外現地までの往復の旅費(企業所在地から出発空港までの新幹線や特急の片道の利用区間が100キロ以上の場合、当該区間分の特急料金(グリーン車除く)及び運賃並びに国内航空運賃を含む)、現地での移動に係る旅費及び現地での宿泊費。【補助対象人数:原則1名(但し、必要性が確認できれば2名まで可)】
- ④現地調査に係る通訳及び現地コンサルタント費用
- ⑤民間支援機関等が実施する海外現地同行支援等に係る経費(民間支援機関等を活用する場合)【以下、(注1)及び(注2)参照】

(注1)民間支援機関等が実施する海外現地同行支援等に係る経費については、上記①～⑤の経費に加えて以下の経費が対象となります。

- ⑥現地調査に向けた訪問先の選定及びアポイントメント取得に係る経費
- ⑦海外展開事業計画書の作成支援に係る経費

(注2)対象経費とならない経費は以下のとおりです。

- ・ 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・ 販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費
- ・ 商品券等の金券
- ・ 名刺、文房具等の事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、団体等の会費
- ・ 茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- ・ 税務申告、決算書作成等のための税理士、公認会計士等への支払費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ・ 企業等の信用調査に係る経費
- ・ 金融機関等への振込手数料の経費
- ・ 査証代の費用
- ・ 郵便代・宅配便代の費用
- ・ パスポート申請の費用
- ・ 予防注射代の費用
- ・ 海外現地訪問先等へのお土産の費用
- ・ 試作品・サンプル等の製作及び輸送・通関費用に係る経費
- ・ 補助対象人数を超える者の旅費、宿泊費、海外旅行保険等
- ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と中小機構が判断する経費

(2)補助対象経費全般にわたる留意事項

- ①補助を除く3分の1の経費は企業にてご負担いただきます。
- ②旅費及び宿泊費についての支出額は、中小機構の旅費規程に準じます。
- ③本事業で発生する上記(1)の対象経費の3分の2を中小機構が負担します。1採択案件あたりの中小機構の補助限度額は補助対象経費180万円の3分の2の120万円とし、中小機構が認める額とします(120万円を給付するものではありません)。

* 賃上げ等実施企業へ補助限度額の増額（120万円→240万円）

1 採択案件あたりの中小機構の補助限度額を補助対象経費360万円の3分の2の240万円とし、中小機構が認める額とします(240万円を給付するものではありません)。賃上げ等実施企業とは下記ア～ウのいずれかの条件を満たす企業をさします。

ア. 平成25年において、従業員向けの教育訓練費支出総額(外部研修費用、資格取得・技能検定の受験料、定時制高校の授業料等に対する企業による補助等の総額)が給与支給総額^{※3}の5%以上である。

イ. 平成25年の給与支給総額が、平成24年と比較して5%以上増加しており、かつ平成26年の給与支給総額を平成25年と比較して増加させる計画がある。

ウ. 平成26年の給与支給総額を平成25年と比較して5%以上増加させる計画がある。

※1:「中小企業の会計に関する基本要領(中小会計要領)」や「中小企業の会計に関する指針(中小会計指針)」の詳細は、中小企業庁ホームページをご参照ください。
<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/index.htm>

※2:政策的支援意義の項目については、申請者及び参画事業者のうち対象となり得る企業の半数以上の企業が、ア～ウのいずれかを満たしている場合、審査において考慮します。

※3:国内の従業員への支払給与の総額とし、役員給与は含まず、パート・アルバイトへの給与を含みます。また、通常の賃金のほか、残業手当・賞与を含みますが、退職手当は含みません。

民間支援機関等を活用する場合の留意事項

- ・ 民間支援機関等は、申請書類の提出時点までに応募企業が独自に選定し、確保して頂きます。
- ・ 民間支援機関等は、原則日本登記法人で、法人格を有している企業とします。
- ・ 実際の契約の発注は、採択後、中小機構において当該実施内容が確認された以降の発注となります。

(3) 市場調査等及び海外現地同行支援業務に係る経費の支払い等

① 市場調査等業務

業務実施に際しては、企業、民間支援機関等及び中小機構との間で十分に協議を行い、合意の上、企業と民間支援機関等との間で業務契約等の取り交わしを行います。業務終了後、業務完了報告書とともに、成果物等を提出して頂きます。

② 海外現地同行支援業務

業務実施に際しては、企業、民間支援機関等及び中小機構との間で十分に協議を行

い、合意の上、企業と民間支援機関等との間で業務契約等の取り交わしを行うとともに、企業は、同業務の実施前に業務実施計画書を、業務終了後に業務完了報告書を提出して頂きます。

③経費の支払い

上記①及び②に係る経費の支払いについては、企業が民間支援機関等に全額支払いを行った後に、中小機構が確認を行った上で、企業に対して業務に要した経費の3分の2を支払います。

なお、企業が民間支援機関等を活用して実施する海外現地情報収集及び海外現地調査同行支援業務に係る対象経費の支払いにおける要件等については、以下のとおりです。

- ・ 当該業務に使用したのものとして明確に区分できるもの。
- ・ ①及び②の業務は同契約締結日以降に発注され、契約期間内に決済された経費であること。
- ・ 証拠書類によって金額や支出が適正であることが確認できるもの(採択前に支出された経費の負担は認められません)。

6. 申込み、募集等

(1)提出書類

以下の提出書類(申請書及び添付書類)を「9. 応募先」に、必ず簡易書留にてご郵送下さい。なお、封筒には「F/S申請書在中」と朱記して下さい。

※1 電子メール、ファックスによる応募は認められません。

※2 申請書は返却致しませんので予めご了承ください。

①中小機構のF/S専門家を活用してF/Sを実施する企業

<申請書>

- 1)中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業 申請書(別紙1)
- 2)海外展開計画概要記入シート(別紙2)
- 3)募集要項 7. 支援対象者の決定について (1)審査のポイント「政策的支援意義及び波及効果」(従業員の人材育成や賃上げ等の取り組み)に係る確認票(別紙4)
- 4)誓約書(別紙5)

<添付書類>

- 1)会社概要、パンフレット等の参考資料
- 2)直近3期分の財務諸表(必要に応じて個別注記表。)

なお、中小企業者で構成する2社以上の中小企業グループの場合、代表法人がF/S支援事業を実施する法人全体分を取りまとめて提出して下さい。中小会計要領等(※)に拠った信頼性のある計算書類を作成している法人については、中小会計要領等に準拠している旨が記載された「個別注記表」も提出して下さい。

(※)中小会計要領等とは、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」のことです。以下同じ。これらに準拠して計算書類を作成している場合には、その旨を個別注記表に記載することになっています。

中小会計要領等の詳細は、中小企業庁ホームページを参照。

(<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/index.htm>)

3)平成24年や平成25年における給与支給総額が分かる資料(源泉徴収簿(票)又は賃金台帳等)や、平成25年における従業員向け教育訓練費支出額が分かる資料(損益計算書又は領収書等)、平成26年に賃上げ等を実施予定であることが分かる資料(賃上げ率等具体的実施内容の記載及び代表者印の押印があるもの)(※)

(※)上記に掲げる資料は、海外展開計画概要記入シート(別紙2)の「従業員の人材育成への取組状況」、「賃上げ等の実施状況」、「賃上げ等の実施予定」に該当する事業者のみ添付ください。

(※)平成26年度に賃上げ等を実施予定ある旨の文書を提出された場合、平成26年度の給与支払い総額がわかる資料等について、当該年度終了後提出をお願いする場合がございます。あらかじめご承知おきください。

4)中小企業者又はその役員が、暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者、これらの者によりその事業活動を支配されている者をいう。)の反社会的勢力でないことを誓約した書面(別紙5)

(規定のリンク:<http://www.smrj.go.jp/kikou/policy/069486.html>)

② 自社で選定した民間支援機関等を活用してF/Sを実施する企業

<申請書>

1)中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業 申請書(別紙1)

2)海外展開計画概要記入シート(別紙2)

3)民間支援機関等利用計画書(別紙3)

4)募集要項 7. 支援対象者の決定について (1)審査のポイント「政策的支援意義及び波及効果」(従業員の人材育成や賃上げ等の取り組み)に係る確認票(別紙4)

5)誓約書(別紙5)

<添付書類>

1)民間支援機関等の事業概要が分かるパンフレット等

2)会社概要、パンフレット等の参考資料

3)直近3期分の財務諸表(必要に応じて個別注記表。)

なお、中小企業者で構成する2社以上の中小企業グループの場合、代表法人がF/

S支援事業を実施する法人全体分を取りまとめて提出して下さい。中小会計要領等(※)に拠った信頼性のある計算書類を作成している法人については、中小会計要領等に準拠している旨が記載された「個別注記表」も提出して下さい。

(※)中小会計要領等とは、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」のことです。以下同じ。これらに準拠して計算書類を作成している場合には、その旨を個別注記表に記載することになっています。

中小会計要領等の詳細は、中小企業庁ホームページを参照。

(<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/index.htm>)

4)平成24年や平成25年における給与支給総額が分かる資料(源泉徴収簿(票)又は賃金台帳等)や、平成25年における従業員向け教育訓練費支出額が分かる資料(損益計算書又は領収書等)、平成26年に賃上げ等を実施予定であることが分かる資料(賃上げ率等具体的実施内容の記載及び代表者印の押印があるもの)(※)

(※)上記に掲げる資料は、海外展開計画概要記入シート(別紙2)「従業員の人材育成への取組状況」、「賃上げ等の実施状況」、「賃上げ等の実施予定」に該当する事業者のみ添付ください。

(※)平成26年度に賃上げ等を実施予定ある旨の文書を提出された場合、平成26年度の給与支払総額がわかる資料等について、当該年度終了後提出をお願いする場合がございます。あらかじめご承知おきください。

5)中小企業者又はその役員が、暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者、これらの者によりその事業活動を支配されている者をいう。)の反社会的勢力でないことを誓約した書面(別紙5)

(規定のリンク:<http://www.smrj.go.jp/kikou/policy/069486.html>)

(2)募集期間

平成26年6月3日(火) ~ 7月31日(木) 17時(必着)

※ 上記期間内に郵送にて受付致します。

7. 支援対象者の決定について

(1) 審査のポイント

以下のポイントに基づき評価を行い、支援対象者を決定致しますので、ご留意頂いた上で海外展開計画概要記入シートから読み取れるように記載して下さい。

企業の目的・意欲

- ・F/S実施の目的、理由が明確であるか。
- ・海外展開に対する熱意、やる気及び経営ビジョン、企業ミッション等が明確であるか。等
該当項目例：Ⅰ.会社情報 Ⅱ.海外展開計画

海外展開事業計画概要の実現可能性

- ・海外プロジェクトの推進体制と人員体制が整備されているか。
- ・自社の優位性(強み)はあるか(例えば、隙間市場において圧倒的な実力を有する製品、サービスを有している)、具体の投資計画及び対象国のマーケット規模、ターゲットとなる顧客像等を把握しているか、海外展開計画に必要な資金の調達方法が検討されているか。等
該当項目例：Ⅲ.投資計画等 Ⅳ.自社の経営状況 Ⅴ.対象国のマーケット状況

財務の健全性

- ・財務基盤(体質)が健全であるか。
財務諸表による確認

政策的支援意義及び波及効果

- ・従業員の人材育成や賃上げ等の取組を行っているか。
- ・他の中小企業に対して、支援モデル事例になり得るか。
- ・取引先や仕入先等、他企業への連鎖及び業界、産地等への他企業へ波及する可能性があるか。
- ・F/S調査を実施するに際して、F/S専門家の支援を必要としているか。等
該当項目例：Ⅱ.海外展開計画 Ⅵ.F/Sの目的等

(2) 選考

外部有識者による会議において、総合的に判断し採否を決定致します。審査は提出書類等による書面審査により行われますので、提出書類に不備のないよう十分ご注意ください。

なお、書面審査の段階において、申請内容の確認や採否の判断の参考とすべく、必要に応じて応募企業の代表者等との間でヒアリングや追加資料の提出のお願いを実施させていただく場合がございますので、あらかじめご注意ください。

| | |
|---------------------------|--|
| 1. 書面審査 | 応募者から提出された申請書、海外展開計画概要記入シート、民間支援機関等利用計画について具体的な海外展開事業計画の内容等を確認（必要な場合には、内容に関するヒアリングを実施） |
| 2. 海外展開支援会議地域会議のワーキンググループ | 経済産業局、ジェトロ、地方自治体等で構成する海外展開支援会議地域会議のワーキンググループにおいて申請内容等に関する助言を得る（地域によって構成メンバーは異なります）。【ワーキンググループ事務局：中小機構各地域本部及び沖縄事務所】 |
| 3. 最終決定 | 海外展開支援会議地域会議のワーキンググループにおける助言を考慮し、外部有識者会議において総合的に判断して採否を決定。 |

(3) 採択結果

採択結果については、9月下旬を目途に文書にて申請者連絡担当者あてに通知致します。
 ※採否の理由についての問い合わせには応じられませんので予めご了承ください。

(4) 採択決定後のF/S専門家による支援内容

採択決定以降において、F/S専門家との面談、海外展開事業計画書の策定及びブラッシュアップ等の国内での事前準備支援、海外現地における現地調査支援、F/S支援後のフォローアップ等を実施します。

8. 注意事項

- ① 提出いただいた申請書、海外展開計画概要記入シート等については、採択審査評価の目的のみに利用し、その他の目的で利用することはありません。
- ② 申請書等の内容を確認するために、電話等によるヒアリングをお願いする場合がございます。
- ③ 海外展開計画は、支援対象者の決定に際して外部有識者及び海外展開支援会議地域会議のワーキンググループの構成メンバーに共有させて頂く場合がありますのでご了承ください。
- ④ 本申込書でお伺いする個人情報は、中小機構からの連絡と本事業の円滑な遂行及び改善のための分析に利用します。収集した情報については、法令に基づく開示要求があった場合、本人の同意があった場合、その他特別な理由のある場合を除き、第三者には提供致しません。また、企業情報については中小機構として守秘義務が課せられています。
- ⑤ 事業終了後に本事業に関するアンケート調査を行わせていただきます。
- ⑥ 海外現地の状況等やむを得ない事情で調査が行われない場合がございます。
- ⑦ 申請書等の記載内容に虚偽があった場合、採択後であっても採択を取り消すことがあります。
- ⑧ 応募や採択の状況につきましては、数値処理をした上で、統計資料として公表させていただく場合がございます。

9. 応募先

応募企業の本社所在地を管轄する下記の中小機構各地域本部及び沖縄事務所あてにご応募下さい。

○独立行政法人中小企業基盤整備機構 北海道本部 経営支援部 経営支援課
〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 1-1-7 ORE 札幌ビル 6 階
TEL:011-210-7471
管轄地域:北海道

○独立行政法人中小企業基盤整備機構 東北本部 経営支援部 経営支援課
〒980-0811 仙台市青葉区一番町 4-6-1 仙台第 1 生命タワービル 6 階
TEL:022-716-1751
管轄地域:青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

○独立行政法人中小企業基盤整備機構 関東本部 販路開拓部 国際化支援課
〒105-8453 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル
TEL:03-5470-1608
管轄地域:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県

○独立行政法人中小企業基盤整備機構 中部本部 経営支援部 経営支援課
〒460-0003 名古屋市中区錦 2-2-13 名古屋センタービル 4 階
TEL:052-220-0516
管轄地域:岐阜県、愛知県、三重県

○独立行政法人中小企業基盤整備機構 北陸本部 経営支援部 経営支援課
〒920-0031 金沢市広岡 3-1-1 金沢パークビル 10 階
TEL:076-223-5546
管轄地域:富山県、石川県、福井県

○独立行政法人中小企業基盤整備機構 近畿本部 販路開拓部 国際化支援課
〒540-6591 大阪府中央区安土町 2-3-13 大阪国際ビルディング 27 階
TEL:06-6264-8624
管轄地域:滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

○独立行政法人中小企業基盤整備機構 中国本部 経営支援部 国際化支援課
〒730-0013 広島市中区八丁堀 5 番 7 号 広島KSビル 3F
TEL:082-502-6555

管轄地域:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

○独立行政法人中小企業基盤整備機構 四国本部 経営支援部 経営支援課
〒760-0019 高松市サンポート 2-1 高松シンボルタワー タワー棟 7 階
TEL:087-811-1752

管轄地域:徳島県、香川県、愛媛県、高知県

○独立行政法人中小企業基盤整備機構 九州本部 地域経済活性化推進部 国際化支援課
〒812-0038 福岡市博多区祇園町 4-2 サムティ博多祇園 BLDG.
TEL:092-263-1535

管轄地域:福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

○独立行政法人中小企業基盤整備機構 沖縄事務所
〒901-0152 那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター313-1
TEL:098-859-7566

管轄地域:沖縄県

○独立行政法人中小企業基盤整備機構 販路支援部 販路支援課
〒105-8453 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル
TEL:03-5470-1522 (林・木村・櫻木)